

平成 13 年 8 月 8 日

江坂駅南立体駐車場整備事業

**立体駐車場及び附帯施設の設計、建設、運営
及び維持管理に関する条件規定書**

目 次

第 1 章	用語の定義	1
第 1 章	第 1 定義	1
第 2 章	総則	3
第 2 章	第 2 事業	3
第 2 章	第 3 用地の占用	3
第 2 章	第 4 事業者	3
第 2 章	第 5 費用及び資金調達	3
第 2 章	第 6 許認可、届出等	3
第 2 章	第 7 府と事業者の協議	4
第 3 章	設計	4
第 3 章	第 8 総則	4
第 3 章	第 9 本件に伴う各種調査	4
第 3 章	第 10 設計	4
第 3 章	第 11 設計にかかる現場の条件	5
第 3 章	第 12 設計に使用する資料等の取扱い	5
第 3 章	第 13 設計変更	5
第 4 章	建設工事	6
第 4 章	第 14 本件工事	6
第 4 章	第 15 既存構造物の防護	6
第 4 章	第 16 占用区域外での工事	6
第 4 章	第 17 本件施設の建設に伴う近隣対策	6
第 4 章	第 18 工期延長の際の処理	6
第 4 章	第 19 府による説明要求及び立会い	7
第 4 章	第 20 工事監理者	7
第 4 章	第 21 工事の中止	7
第 4 章	第 22 第三者に及ぼした損害	7
第 4 章	第 23 交通および隣接財産への妨害	8
第 4 章	第 24 完成検査	8
第 4 章	第 25 所有権の登記	8

第 5 章	施設の運営・維持管理-----	8
第 2 6	総則-----	8
第 2 7	委託-----	9
第 2 8	報告-----	9
第 2 9	モニタリング-----	9
第 3 0	安全管理-----	9
第 3 1	第三者に及ぼした損害-----	10
第 6 章	事業の採算-----	10
第 3 2	総則-----	10
第 3 3	駐車料金の設定-----	10
第 3 4	占用料の支払-----	10
第 7 章	協定期間及び協定の終了-----	11
第 3 5	協定期間-----	11
第 3 6	府による事業者との協定の終了-----	11
第 3 7	協定終了に際しての処置-----	12
第 8 章	法令変更-----	12
第 3 8	法令変更-----	12
第 9 章	表明保証及び誓約-----	12
第 3 9	事業者による事実の表明保証及び誓約-----	12
第 1 0 章	税金-----	13
第 4 0	税金-----	13
第 1 1 章	不可抗力-----	13
第 4 1	不可抗力-----	13
第 1 2 章	その他-----	14
第 4 2	協定上の地位の譲渡-----	14
第 4 3	制限物権の設定-----	14
第 4 4	事業の委託-----	14
第 4 5	協定書類の優先順位-----	14

第 4 6	秘密保持	-----	14
第 4 7	保険	-----	14
第 4 8	準拠法	-----	15
第 4 9	管轄裁判所	-----	15
第 5 0	雑則	-----	15

附則

第 1	株主の制約	-----	16
-----	-------	-------	----

本条件規定書は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に定める目的及び基本理念に従い、大阪府（以下「府」という。）及び「事業者」（定義は以下に定める。）が締結する江坂駅南立体駐車場整備事業に関する事業協定書の内容とすべき基本事項を示したものです。

事業協定（以下「協定」という。）は、府が募集要項及びその際の配布資料、質問回答書及びその際の配布資料（以下「募集要項等」という。）により提示した条件及び「事業者提案」（定義は以下に定める。）に基づき締結されます。

第1章 用語の定義

第1 定義

本条件規定書において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

1. 「事業者」とは、府と協定を締結し、本件事業を遂行するものをいい、また、かかる者の法律上の継承者を含むが、その譲受人は含まない。
2. 「本件事業」とは、協定に基づき事業者が行う次の業務をいう。
 - ア 設計及び建設業務
 - イ 工事監理業務
 - ウ 維持管理業務
 - エ 運營業務
3. 「本件施設」とは、協定書のうち要求水準書に規定される駐車場施設及び附帯施設をいう。
4. 「附帯施設」とは、管理事務所及び利用者用トイレをいい、利用者用トイレは事業者提案により設置されるものとする。
5. 「本件工事」とは、本件事業に関し設計図書に従った駐車場及びその附帯施設の建設工事をいう。
6. 「事業者提案」とは、事業者が本件事業の事業者募集段階において応募者として提出した提案のことをいう。
7. 「募集要項」とは、本件事業に関し平成13年5月9日に公表された募集要項並びにその添付書類及び平成13年8月8日に一次審査通過者に配布した二次提案書募集要項並びにその添付書類をいう。
8. 「募集要項に対する質問及び回答」とは、募集要項並びに二次提案書募集要項の配布後に受け付けられた応募者からの質問及びこれに対する府の回答を記載した書面をいう。

9. 「優先交渉権者」とは、二次提案書審査で最も優れた提案を行った応募者であり、事業者の候補者である。
10. 「設計図書」とは、本件施設及び附帯施設を建設するために必要とされる設計図書をいい、事業者が協定書のうち要求水準書に示される施設仕様に基づいて設計するものとする。
11. 「事業協定書」とは、本件事業の実施について府と事業者との間に締結する協定の内容を構成する図書のことをいう。
12. 「建設期間」とは、本件施設の建設工事を実施する期間のことをいう。
13. 「運営開始日」とは、駐車場の営業を開始する日のことをいう。
14. 「維持管理業務」とは、本件施設に関する以下の業務をいう。
 - ア 清掃業務
 - イ 本件施設及び附帯施設の保守管理業務
15. 「運営業務」とは、本件施設に関する以下の業務をいう。
 - ア 駐車場の営業
 - イ 利用者対応
 - ウ 安全管理業務
16. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見が不可能なものであって、府及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
17. 「府」とは、大阪府を意味し、その代表者は、齊藤房江知事であり、またその法律上の正当な権限の継承者をいう。
18. 「各種調査」とは、本件事業の実施のため事業場所において事業者が行う測量・地質調査等の調査のことをいう。
19. 「工事監理者」とは、本件工事の監理を行なうものをいい、事業者が、その資格を有するものを選定し、任命する。
20. 「工期」とは、本件施設の工事にかかる期間のことであり、「着工日」に始まり「完成日」に終了する期間である。
21. 「SPC」とは、本事業のみを目的とする商法上の株式会社をいう。
22. 「占用」とは、道路法並びに同法施行令及び大阪府道路占用規則等に示される道路の使用のことをいう。
23. 「占用料」とは、府が大阪府道路占用料徴収条例に基づいて事業者から徴収する料金のことをいう。
24. 「事業期間」とは、事業者が府の占用許可を受けた日から事業を終了する日までの期間をいう。
25. 「事業場所」とは、本件施設を設置し、本件事業を実施する場所をいう。
26. 「金融機関」とは、事業者が本件施設の建設等のため融資を受ける銀行等の金

融機関のことをいう。

27. 「モニタリング」とは、立会い検査、記録の確認、報告などの方法で事業者の業務実施内容を府が確認することをいう。

第2章 総則

第2 事業

事業者は、事業者の費用負担において、協定で定めるところに従い、本件施設を設計、建設し、これを使用して駐車場の運営及び維持管理業務を行ない、15年間の事業期間終了に伴い原状に回復し府にその事業用地を返還するものとする。

第3 用地の占用

1. 事業者は、本件事業を実施する用地について、大阪府道路占用規則で定めるところに従い、道路管理者より占用許可を受けるものとする。
2. かかる用地の占用につき、府は、大阪府道路占用料徴収条例に基づいて事業者から占用料を徴収する。
3. 事業者は、占用許可期間（5年）の終了にあたって、事業期間内の事業継続を確保するため、自らの責任と費用で「道路占用（継続）許可申請書」を提出する。

第4 事業者

1. 府は、優先交渉権者に選定された応募者が設立する SPC（事業者）との間で協定を締結する。
2. 事業者は、商法（明治32年法律第48号）が規定する株式会社とし、その所在地は、大阪府内に置くものとする。

第5 費用及び資金調達

1. 本件事業に関する費用については、協定書で特段の規定がある場合を除いて、すべて事業者が負担する。
2. 本件事業に関する事業者の資金調達は、すべて事業者の責任において行なう。

第6 許認可、届出等

1. 協定上の義務を遂行するために必要な一切の許認可は、事業者が自己の責任及び費用において取得し、維持するものとする。
2. 事業者は、第1項の申請に際しては、府に書面による事後報告を行う。

3. 府は、事業者からの要請のある場合には、事業者による許認可取得、届出等に必要資料の提出について協力する。

第7 府と事業者の協議

府及び事業者は、「本件事業」に関して協議が必要になった場合のため、それぞれ窓口を設置するものとする。

第3章 設計

第8 総則

1. 事業者は、協定締結後、速やかに本件施設の設計を行ない、並びに工事着工に必要な許認可の取得を事業者自ら行なうものとする。協定に定めた工期内に完成することを考慮して、工事着工の許認可を取得後、事業者は、速やかに工事を開始する。
2. 仮設、施工方法その他本件工事のために必要な一切の手段については、事業者がその責任において定める。
3. 事業者は、本件施設が15年間の長期にわたり使用されることに鑑み、躯体及び基礎等の主要構造部の品質・耐久性について十分留意するものとする。

第9 本件に伴う各種調査

1. 事業者は、本件施設の設計及び工事のための測量・地質調査を自己の費用により行なうことができる。但し、事業者は、本件設計及び工事に伴う各種調査等を行なう場合には、府に事前連絡の上行なうものとし、それに関する一切の責任を負うものとする。
2. 府が提供した資料と事業者が実施した各種調査結果との間に著しい差異があり、それにより設計の変更等の必要が生じ事業者に追加的費用が発生した場合、府は、事業者による当該費用の回収について事業者と協議を行う。

第10 設計

1. 事業者は、本件施設の設計を行うにあたって、要求水準書に示す条件を満足した設計を行わなければならない。
2. 事業者は、工事の施工に先立って府に設計図書一式を提出する。この設計図書及びその内容は、関連する法令等に適合したものでなければならない。
3. 本件施設の設計にあたって、事業者は、道路管理者及び大阪市交通局との協議を行ない、用地内の既存施設に影響を与えないよう配慮しなければならない。
4. 事業者は、本件施設の設計に関して、吹田市、警察等関連機関と協議を行わな

なければならない。

第 1 1 設計にかかる現場の条件

本件施設は、国道 423 号線の高架道路構造物および大阪市営地下鉄構造物の直下に設けられる。このため、設計にあたっては、既存の高架橋等の基礎および躯体構造物に本件施設による荷重を持たせたり、又接触させるような設計を行ってはならない。

第 1 2 設計に使用する資料等の取扱い

1. 事業者は、本件施設の設計にあたって必要とする資料等は、自らの責任と費用で用意するものとする。
2. 前項に関連し、府は、事業者がその設計に必要とする資料のうち、府が所有若しくは提供できるもののうち府の規則で許容されるものについては、事業者の請求があれば、その提供を拒否することはできない。但し、府は、提供した資料により事業者が何らかの損害を受けたとしてもその責めを一切負担するものではない。

第 1 3 設計変更

1. 事業者は、施設の設計変更が必要となった場合には、速やかに府に報告し、その承認を受けなければならない。なお、これら変更は、事業目的及び要求水準書で求める施設の性能に支障を来たすものであってはならない。また、府の承認が、事業者の協定上の責任を免除するものではない。
2. 府は、必要があると認めるときは、書面により設計の変更を事業者に求めることが出来る。事業者は、変更の請求から 1 4 日以内に検討の結果を府に通知しなければならない。
3. 府の指示により設計変更する場合においては、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときには、府はその費用を合理的な範囲内で負担するものとする。また、同変更により追加の工事期間が必要となる場合は、合理的な範囲で期間延長を認める。それにより運営開始日が当初計画より遅れる場合は、協定に定める事業期間終了日の延長について、府と事業者は協議する。

第4章 建設工事

第14 本件工事

1. 施工計画書等

- (1) 事業者は、工事開始に先立って14日以前に品質確保の方法を明記した施工計画書を府に提出する。
- (2) 事業者は、施工計画書の提出と同時に詳細な工事工程表(月間工程表及び週間工程表)を作成し府に提出の上、これに従って工事を遂行する。
- (3) 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備する。

第15 既存構造物の防護

事業者は、工事期間中および運営・維持管理期間中にわたり、本件事業に使用する用地内に存在する道路高架橋等既存構造物等の防護に責任を負うものとする。かかる防護の責任は、事業終了後、事業用地を府に返還した時点で府に移転するものとする。

第16 占用区域外での工事

事業者は、占用区域外の場所で工事を行う必要がある場合、道路法第24条に基づく道路管理者への承認申請が必要となることがある。承認手続きに必要な費用及び時間はすべて事業者の負担とする。

第17 本件施設の建設に伴う近隣対策

1. 事業者は、自己の責任において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞その他本件施設等の建設工事が近隣住民の生活環境に与える影響を検討し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。なお、府は、これにかかる費用を一切負担しない。かかる近隣対策の実施について、事業者は、府に対して、事前及び事後にその内容および結果を報告するものとする。

第18 工期延長の際の処理

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本件施設の完成が遅れた場合は、事業者は、本件施設を使用しての事業運営の遅れによる損失を自己の責任で処理するものとする。事業運営開始の遅れに関係なく、事業者は当初の事業期間15年を保持し、運営・維持管理業務を行なうものとする。
2. 府の責めに帰すべき事由により、本件施設が、協定上の工期内に完成しない場合には、事業者と府は、事業期間の延長等の措置について協議する。

3. 不可抗力により本件施設の完成時期が遅れ、この結果として開業時期の遅れが発生した場合は、事業者と府は、事業期間の延長等の措置について協議する。

第19 府による説明要求及び立会

1. 府は、本件事業の建設工事の進捗状況及び施工状況について事業者から報告を受けられることが出来る。
2. 府は、本件工事について、本工事開始前及び施工中、事業者に対して質問を記した書面により説明を求めることが出来る。事業者は、かかる質問文書を受領後14日以内に、府に対して書面により回答するものとする。
3. 事業者は、建設期間中において事業者が行う本件施設の検査について、事前に府に対して通知するものとする。府は、当該検査に立ち会うことが出来る。
4. 府は、建設期間中、事前の通知なしに本件工事に立ち会うことが出来る。
5. 説明要求又は立会いを理由として、府は設計図書の変更及び本工事の全部又は一部について責任を負担するものではない。

第20 工事監理者

1. 事業者は、工事を実施するにあたって、資格を有するものを工事監理者として任命するものとする。工事監理者は、事業者の現場代理人として、工事監理を行なう。
2. 工事監理者は、府への毎月の定期的報告を行ない、又府は工事監理者に随時報告を求めることができる。
3. 工事監理者は、府へ工事完成確認報告を行なう。

第21 工事の中止

1. 府は、必要があると認めるときは、工事の中止の内容を事業者に通知して、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
2. 府は、前項の規定により本件工事の施工を一時中止させた場合、必要があると認められるときは工期を変更するものとする。府は、かかる工事中止が事業者の責めに帰すべき場合を除き、工期変更の日数分に応じて事業期間を延長し、また事業者が発生した費用の回収について協議するものとする。

第22 第三者に及ぼした損害

本件工事の施工に起因する第三者への損害が発生したときは、当該損害のうち府の責めに帰する事由により生じたものを除き、事業者がその損害を賠償しなければならない。又、本件工事施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害が発生したときも事

業者がその損害を負担しなければならない。

第23 交通および隣接財産への妨害

本件工事の施工および完成とその後の維持管理に必要なすべての作業は、公衆の利便、又は府とその他の者を問わずその占有する財産に通ずる又は財産に接する公道の通行、使用を不必要に又は不当に妨げない方法で実施するものとする。

第24 完成検査

1. 事業者は、事業者の費用負担において本件施設及び附帯施設の完成検査を行なう。
2. 事業者は、府に対して事業者が行なう完成検査の7日前に、完成検査を行なう旨を通知する。
3. 事業者は、本施設の仕様が充足されているか否かについて検査し、完成届を府に提出しなければならない。
4. 本施設が要求水準書及び事業者が提案した計画書に従った仕様を充足していることが施工記録その他により確認された場合、府は、立ち会い検査を実施したうえで完工確認書を出すものとする。
5. 府による完工確認書の交付を理由として、府が本件工事の全部又は一部について責任を負担するものではない。

第25 所有権の登記

事業者は、本施設の完成後、速やかに所有権の登記を行なうものとする。登記手続きに伴いかかる費用は全て事業者が負担するものとする。なお、本件施設及び附帯施設に制限物権を設定する場合は、協定書において明記されたものに限る。

第5章 施設の運営・維持管理

第26 総則

1. 事業者は、事業期間中、事業者の負担で、本件施設及び附帯施設の運営及び維持管理業務を行なう。
2. 府と事業者は、要求水準書及び事業者が提案した計画書に従い本件施設及び附帯施設の運営及び維持管理水準について協定書に定め、事業者は、事業期間中、

この水準を満たすべく運営及び維持管理する責任を負う。なお、府の責めに帰すべき事由により条件を変更し若しくは修理または改修を行った場合は、府はこれらに要した費用を負担する。

第 27 委託

1. 事業者は、運營業務、維持管理業務の全部または一部を、協定書に定めた受託者に委託または請け負わせることができる。
2. 事前に府の承認を得た場合を除き、上記以外の民間事業者等に業務の全部または一部を委託してはならない。
3. 府のかかる承認は、事業者の協定上のいかなる責任もしくは義務をも解除するものではなく、事業者は委託者の行為について全面的な責任を負うものとする。

第 28 報告

1. 事業者は、駐車場運営期間中において行う定期点検、修理、補修その他の維持管理作業の記録及び駐車場利用台数、収入等協定書に定める内容で構成される業務報告書（月報）を作成し、翌月の 15 日までに府に提出するものとする。
2. 事業者は、協定書に定める内容で構成される年次事業報告書（年報）を作成し、各年度終了後 3 ヶ月以内に府に提出するものとする。
3. 府は、事業者が提出した業務報告書及び事業報告書を公開することができる。

第 29 モニタリング

モニタリングの方法等の詳細は、協定において定める。

第 30 安全管理

事業者は、事業期間を通じ、以下の事項を遵守する責務を有するものとする。

- (1) 事業場所に立ち入るすべての者の安全に十全の配慮を行ない、事業場所を、かかる者への危険が及ぶことを防止するのに適するような、整然とした状態に保持する。
- (2) 施設の保護又は公衆その他の安全および利便のために必要とされる、又は府若しくは権限ある機関から要求されるすべての時点又は箇所に、照明、監視、囲い、警戒標識および見張りを自己の経費負担で設置および保持する。
- (3) 事業場所および付近の環境を保護し、かつ業務の結果として発生する公害、騒音その他の原因から人間および公衆等の財産に対する損害又は妨害を防止するため、合理的な措置を採る。

第3 1 第三者に及ぼした損害

事業の運営及び維持管理業務により第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。又、運営及び維持管理業務に伴い通常避けることができない騒音、臭気、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときも事業者がその損害を負担しなければならない。

第6章 事業の採算

第3 2 総則

本件事業の事業期間は 15 年と長期にわたるため、社会・経済上の環境変化の影響を受けることが予想される。この点を踏まえて、事業者は、公共的に整備される施設としての府民へのサービスの品質を損なわないよう最善の事業実施体制を確立するものとする。

第3 3 駐車料金の設定

1. 料金の設定については、事業者は、協定において定めた1時間あたり料金上限値の範囲内で自由に料金を設定することが出来るものとする。
2. 上記上限値内での料金の改定については、事業者は、事前に府及び利用者へ通知を行なうものとする。通知の時期は改定実施の1ヶ月前までとする。特に利用者への通知は、利用上の不便を生じないよう、実効性のある方法を採用するものとする。
3. 1時間あたり料金上限値の改定にあたっては、事業者の申し出により府と協議を行なう。協議の際、事業者は改定の合理性を説明する資料を提出するものとする。原則として、資料の内容と、提案書における上限値設定の考え方に不整合がないことが確認された場合、府は上限値改定の申し出を受け入れ、協定書の変更を行うものとする。協議は、事業者の申し出により随時行なう。

第3 4 占用料の支払

事業期間中、府は、大阪府占用料徴収条例に基づき、事業者から占用料を徴収する。

第7章 協定期間及び協定の終了

第35 協定期間

協定は、他に別段の規定がある場合を除き、協定締結の日からその効力を生じ、事業者が協定に定める事業期間終了までに全ての施設を撤去し、用地を原状に回復し府に返還の手続きを完了したときに終了するものとする。

第36 府による事業者との協定の終了

1. 本件施設の完成前において次に掲げる場合は、府は、事業者との間で締結する一切の協定について、事業者に対して書面により通知した上でこれを終了させることができる。
 - (1) 本件工事に着手すべき着工日が過ぎても着手せず、相当の期間を定めて催告しても事業者から府が満足すべき合理的説明がないとき。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により工期内に本件施設が完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、事業者が協定に違反し、その違反により協定の目的を達することができないと認められるとき。
2. 本件施設の完成後、運営及び維持管理期間中において次に掲げる場合は、府は、事業者との間で締結する一切の協定について、事業者に対して書面により相当の期間を定めて通知した上でかかる期間中に協定の履行が可能となることが証明されない限り、書面による通知により協定を終了させることができる。
 - (1) 事業者の責めに帰す事由により、府の通告にもかかわらず、事業者が協定書に定めた水準に従った運営及び維持管理業務を行わないとき。
 - (2) 事業者の責めに帰す事由により、協定の履行が不能になったとき。
 - (3) 事業者が、業務報告書或いは事業報告書において虚偽の報告を行ったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、協定の重大な事項に違反したとき。
3. 次に掲げる場合は、府は、事業者に対して書面により通知した上で、協定を終了させることができる。
 - (1) 事業者が本件事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - (2) 事業者にかかる、破産、会社更生法、会社整理、特別清算又は民事再生法その他倒産法制上の手続きについて事業者の取締役会でその申立を決議したとき又はその申立がなされたとき。
4. 協定の締結後における法令の変更又は不可抗力により、事業の継続が不能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合は、府と事業者は、協定終

了に伴う権利義務関係等について協議の上、協定を終了することができる。

第37 協定終了に際しての処置

1. 事業者は、協定が終了した場合において、事業用地内に本件施設又は事業者が所有する又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件(協力企業等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、原則として、事業者の責において原状回復し用地を府に返還しなければならない。
2. 前項の場合において、事業者に正当な理由なく、相当の期間内に原状回復をしないときは、府は、事業者に代わって当該物件を処分し、事業用地等を修復若しくは取片付けその他適当な処置を行なうことができる。この場合においては、事業者は、府の処置について異議を申し出ることができず、又、府の処置に要した費用を負担しなければならない。

第8章 法令変更

第38 法令変更

法令の変更による経済的負担は、すべて事業者が負うものとする。ただし、当該法令変更により、本件施設が提案書に提案された設計案に沿って設計及び建設できなくなった場合、又は協定に定める運営及び維持管理に関する水準に従った運営及び維持管理が出来なくなった場合又は事業者の事業による収益に重大な影響が及んだ結果として事業の継続に支障をきたす場合は、事業者は当該法令変更の詳細を府に報告し、府との間で速やかにこれに対応するための措置について協議するものとする。

第9章 表明保証及び誓約

第39 事業者による事実の表明保証及び誓約

1. 事業者は、府に対して、協定締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。
 - (1) 事業者が、適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、協定を締結し、及び協定の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
 - (2) 事業者による協定の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、

事業者が協定を締結し、履行することにつき法律上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。

- (3) 協定の締結及び協定に基づく義務遂行が事業者に適用される法令に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される協定その他の合意に違反せず、又は事業者が当事者として受けた判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (4) 協定は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、協定の規定に従い強制執行可能な事業者の債務が生じること。
2. 事業者は、協定に基づく債権債務が消滅するに至るまで、協定を遵守し、必要な場合には協定を更新することを府に対して誓約する。

第10章 税金

第40 税金

協定及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて事業者の負担とする。

第11章 不可抗力

第41 不可抗力

1. 府及び事業者は、不可抗力により協定の履行ができなくなったときは、その内容詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、協定に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。但し、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
2. 本件施設の工事中及び完成後の運営・維持管理中に、不可抗力により、本件施設及び附帯施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、事業者は、その事実の発生後直ちにその状況を府に通知しなければならない。
3. 府は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行ない、前項の損害の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。
4. かかる損害の負担は原則として事業者が負うものとする。ただし、当該不可抗力により、本件施設が提案書に提案された設計案に沿って設計・及び建設できなくなり、又は協定に定める運営及び維持管理に関する水準に従った運営及び維持管理が出来なくなった場合又は事業者の事業による収益に重大な影響が及んだ結果として事業の継続に支障をきたす場合は、府との間で速やかにこれ

に対応するための措置について協議するものとする。

第 1 2 章 その他

第 4 2 協定上の地位の譲渡

事業者は、協定上の地位を譲渡その他の処分をしてはならない。

第 4 3 制限物権の設定

事業者は、府の承認なしに、本件施設及び附帯施設について譲渡し、又は抵当権、質権その他制限物権を設定してはならない。

第 4 4 事業の委託

事業者は、事業全体を一括して委託してはならない。

第 4 5 協定書類の優先順位

協定を構成する図書は相互補完的に解釈されるものとするが、その優先順位は別段の定めがない限り下記の通りとする。かかる優先順位をもってしても曖昧又は齟齬が生じる場合は、府と事業者との協議により調整し、その結果に基づき府は、事業者に指示を与えるものとする。

- 1) 事業協定書
- 2) 要求水準書
- 3) 募集要項（募集要項の添付書類を含む。）
- 4) 事業者提案書（一次、二次提案書を含む。）

第 4 6 秘密保持

府及び事業者は、互いに相手方の秘密を自己の役員及び従業員又は自己の代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は協定の履行以外の目的に使用してはならない。但し、府が法令等に基づき開示する場合はこの限りではない。

第 4 7 保険

1. 事業者は、協定期間中、事業者が所有する施設につき適切な損害保険を付保するものとする。
2. 事業者は、協定期間中、事業者又は府の義務および責任を制限することなく、協定の履行に伴い発生する死亡または人身障害、又は財産の損失又は損害に関

する賠償責任に対して保険を付保しなければならない。

第 4 8 準拠法

協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

第 4 9 管轄裁判所

協定に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 5 0 雑則

1. 協定並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、申出、承認及び協定終了告知・解約は、書面により行わなければならない。
2. 協定の履行に関して府事業者間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
3. 協定期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
4. 協定の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
5. この協定書に定めのない事項については、府及び事業者間で協議して定めるものとする。

附則

第 1 株主の制約

事業者の発行する株式は、基本的に譲渡することを認めない。ただし、金融機関が設定した株式の質権の実行に伴う場合又は応募者の構成員間で譲渡される場合のみ、府との事前協議による承認を得た上で、これを譲渡することができるものとする。